

クレジットやカードローン利用 返済に追われ悪循環も

最近では、商品購入などの際にクレジットカードを利用することが多くなりました。手元に現金がなくても、簡単に商品の購入手続きができる仕組みは大変便利なものです。また、クレジットカードのキャッシングサービスや金融機関のカードローンを使い、簡単な手続きでお金を借りることもできます。しかしその反面、多額の借金を抱え、返済に行き詰まるケースもよくみられます。

- ▼今年から就職しているが、引っ越し代、生活費、公共料金、奨学金の返済と出費がかさみ、クレジットとキャッシングを利用し毎月リボルビング払いで返済中。いつまでたっても借金が減らない。(20代 女性)
- ▼営業職で給料は歩合制のため、生活費が足りず、カードローンで100万円ほど借りているが、借金がかさんで困っている。(30代 男性)
- ▼大学生の息子がマルチ商法の会員勧誘を受けた。「金がないから無理」と断ったが、カードローンでお金の調達を勧められ、複数の会社から100万円の借り入れをした。返済ができず困っている。(50代 女性)

クレジットカードの支払い方法には、一括払いや分割払いのほかに、利用金額や件数にかかわらず、毎月一定の額や割合を支払うリボルビング払いがあります。リボルビング払いは、月々の支払いを一定額に抑えられる反面、支払い期間が長期化し、手数料がかさむことがあるので注意が必要です。

最初は軽い気持ちでクレジットやカードローンを利用したものの、その返済のために新たな借金をするという悪循環に陥った場合、自分の力だけで生活を立て直すのは極めて困難です。返済のための新たな借金は、問題の解決にはなりません。

県や市町村の消費生活相談窓口にご相談すると、相談員が解決に向けてアドバイスするとともに、県が無料で実施する多重債務相談会(月1回・事前予約制)にて、法律専門家(弁護士・司法書士)に直接相談することもできます。秘密は厳守します。借金の返済ができない、または支払い不能に陥りそうだという場合は一人で悩まず、早めに最寄りの消費生活センターにご相談ください。解決の道はきっとみつかります。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談のみ(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン ☎(局番なし)188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。

